

船舶事故調査報告書

令和6年5月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年3月20日 11時45分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市勝本港西方沖 手長島灯台から真方位298° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 51.0′ 東経129° 37.4′）
事故の概要	漁船金比羅丸は、南東進中、また、漁船こみね丸は、船首を南東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 金比羅丸は、船首部外板に亀裂等を生じ、また、こみね丸は、船尾部外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和5年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 金比羅丸、4.7トン NS3-74421（漁船登録番号）、個人所有 13.02m（Lr）×2.75m×0.91m、FRP ディーゼル機関、368kW、平成19年7月31日 第290-59902号（船舶検査済票の番号） B 漁船 こみね丸、3.6トン NS3-73381（漁船登録番号）、個人所有 9.89m（Lr）×2.30m×0.76m、FRP ディーゼル機関、154kW、平成2年9月28日 第290-37580号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 43歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年4月7日 免許証交付日 平成30年4月20日 （令和6年4月6日まで有効） B 船長B 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年12月10日 免許証交付日 令和2年1月30日 （令和7年12月12日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂及び擦過傷 B 船尾部外板に破口、オーニング及び操舵室天井部に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、ぶり一本釣り漁の目的で、令和5年3月20日05時30分ごろ、勝本港北西方の漁場（七里ヶ曾根）に向けて同港を出航した。（写真1参照）</p>  <p>写真1 A船</p> <p>船長Aは、07時30分ごろ漁場に到着して操業し、釣果が悪かったので帰航することとし、10時30分ごろ漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、3Mレンジでヘッドアップ表示としたレーダーを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵としてA船を南東進させた。</p> <p>船長Aは、入港が近づいたのでレーダーを1.5Mレンジとし、ふだんは勝本港の西方沖で左転して東進していたが、ぶりの釣果が悪かったので、手長島北西方沖の漁場でひらすの反応を確かめようと思い、南東進を続けた。</p> <p>船長Aは、レーダー画面を見ながら目視により見張りを行っていたところ、前路に漂泊する数隻の小型船舶を認め、右舵を取って避航した後、予定針路に戻し、船首方に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思った。</p> <p>船長Aは、船首浮上による死角が生じた状況下、同じ針路及び速力で航行中、11時45分ごろ船体が振動したので、浮遊物が絡索したと思い、機関を停止した。</p> <p>船長Aは、船体を確認しようと操舵室を出たところ、A船の船首部がB船の船尾部に乗り上げているのを見て、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、両船の損傷状況及び船長Bに怪我がないことを確認し、自力で航行して吉岐市郷ノ浦港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ぶり一本釣り漁の目的で、07時30分ごろ、勝本港西方沖の漁場に向けて吉岐市大島漁港を出航し</p>

た。(写真2参照)



写真2 B船

船長Bは、08時40分ごろ漁場に到着し、トローリングを行ったものの釣果がなかったので、船首を南東方に向け、機関を中立運転として漂泊し、前部甲板の左舷側に座り、手釣りを始めた。

船長Bは、周囲の見張りをしながら釣りをしていたところ、B船に向かって南東進するA船を船尾方に視認し、間もなくしてA船の船首が南方を向いたので、A船がB船を避航するものと思った。

船長Bは、しばらくして船尾方を見たところ、B船に接近するA船を至近に認め、操舵室に入り、クラッチを前進として一気に増速したものの、A船の船首部がB船の船尾部ブルワークを越え、オーニングを破壊し、操舵室天井部に乗り上がったのを認めた。

船長Bは、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、同組合の職員が海上保安部に通報した。

B船は、付近で事故を目撃した僚船にえい航されて郷ノ浦港に入港した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

A船は、約10kn以上の速力で航行すると、船長Aが操縦席に腰を掛けた位置から正船首左舷約9°から右舷約5°までの範囲に船首浮上による死角が生じていた。

船長Aは、ふだん、船首を左右に振って船首方の死角を補う見張りを行っていたが、本事故当時、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。

船長Bは、B船に接近するA船の船首が南方を向いたので、A船がB船を避航すると思ったが、A船の動静を継続して監視していれば、A船が針路を変えてB船に接近していることに早期に気付くことができたのではないかと本事故後に思った。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

船体・機関等の関与

A あり、B なし

気象・海象等の関与

A なし、B なし

判明した事項の解析

A船は、勝本港西方沖を南東進中、船長Aが、前路に航行の支障と

	<p>なる他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、数隻の小型船舶を避航した後、予定針路に戻した際、船首方に他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、勝本港西方沖で船首を南東方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に接近するA船を認め、A船がB船を避航すると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、南東進してB船に接近するA船の船首方位が南方に変化したことから、A船がB船を避航すると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、勝本港西方沖において、A船が南東進中、B船が船首を南東方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、B船に接近するA船を認め、A船がB船を避航すると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、船首浮上により船首方に死角が生じている場合、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振ったり、レーダーを活用したりして船首方の死角を補う見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂泊中、自船に接近する他船を認めた場合、他船の船首方位が変化したことにより自船を避航すると思わず、他船の動静を継続して監視し、十分に余裕のある時機に注意喚起を行い、必要に応じて機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

